

第5章 目標と施策の展開

第1節 将来像と3つの基本目標

第2節 施策の基本的な方向性及び展開

第1項 基本目標ごとの施策の展開

基本目標Ⅰ 持続可能な農業への仕組みづくり

基本目標Ⅱ 身近で親しみのある食と農の関係づくり

基本目標Ⅲ 魅力あふれる住みたい農村づくり

第2項 基本目標ごとの施策の指標

第3項 基本目標ごとの実行事業一覧

第3節 地域ごとの方向性

第5章 目標と施策の展開

第1節 将来像と3つの基本目標

本市の農業が次世代に継承されるためには、将来に渡って安定的かつ持続的な発展の期待できる農業として確立される必要があります。そのためには、経営規模の大小を問わず市内全ての農業者の農業所得の向上など経営状況の改善を図り、農業者の生産意欲を高めることが必要です。また、意欲ある農業者を生み出すことは、農村への移住、定住による農村地域の活性化が期待でき、ひいては、その生産活動から安全・安心な食料の安定供給や国土保全、水源のかん養といった農地・農村地域の持つ多面的機能の維持・発揮が図られ、市民の日常生活が豊かになります。

農業者は、消費者に喜ばれる農産物を作ることによって、生産活動が活発化します。

そして、消費者は、更に安全で良質な農産物を求めることにより、生産と消費の間で好循環が生まれます。また、生産と消費の流通過程において、新鮮な農産物をいち早く消費者へ届け、販売するなど、仲卸事業者や小売事業者の役割も重要です。

そうしたことから、生産から消費に至るまでの全ての関係者が、生活の基本部分である「食」を生産する「農業」を共に育み、住み慣れた農村地域で安定的な生活が送れることを目指し、将来像を次の通りとします。

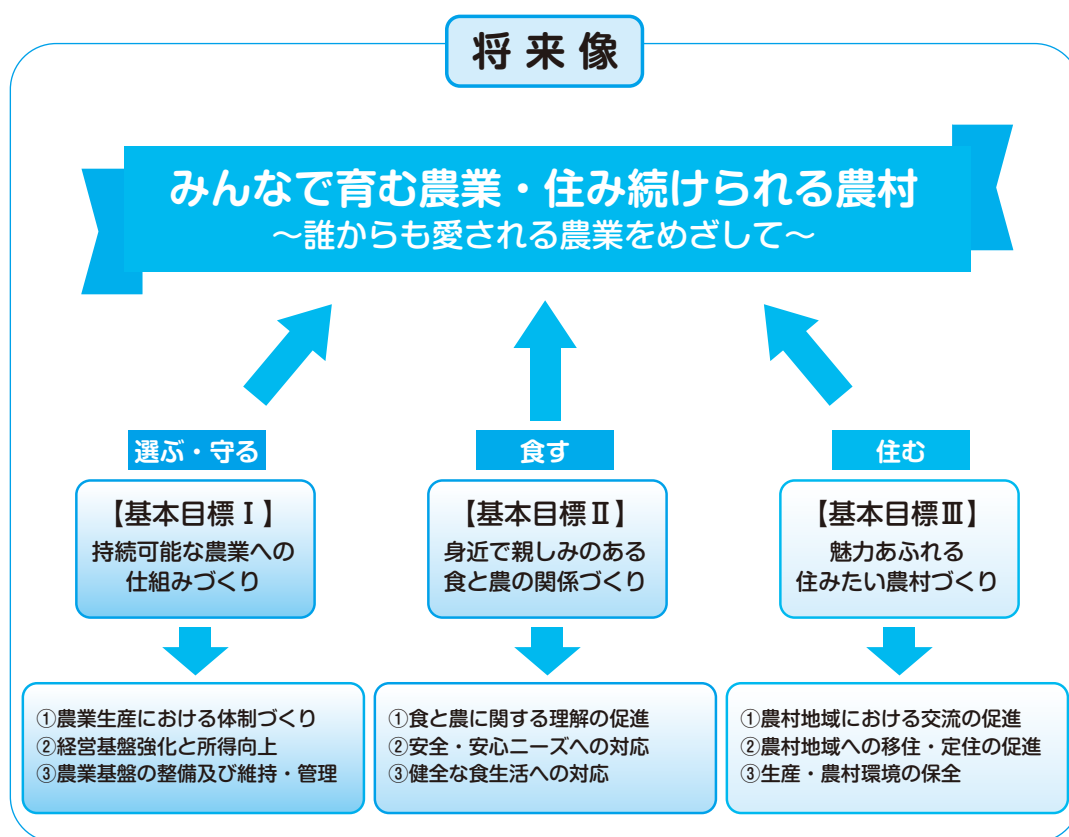
「みんなで育む農業・住み続けられる農村」
～誰からも愛される農業をめざして～

この将来像を実現するため、本市における農業の大部分を占める土地利用型作物の価格低迷や国の政策転換による補助金等の見直しなど、将来的に予測できない事態にも対応できる仕組みづくりが必要であることから、他の作物転換などの取組や、消費者の視点に立った高付加価値化への取組などを行うことにより、農業所得の向上が見込め将来に渡って持続できる農業となるよう、第一の基本目標を「持続可能な農業への仕組みづくり」とします。

また、農業が生活の基本部分である「食」とは切り離すことのできない「食料」

を生産するものであることから、生産者は安全で安心な農畜産物の生産に取り組む必要があり、消費者に対してその取組を伝えることで、農業に対する正しい理解と、それに伴う興味や関心を持ってもらえる関係を構築し、あわせて、農業や農村地域に触れ合うことで、農業や農村地域を魅力ある職業、地域と捉えてもらえるよう、第二の基本目標を「身近で親しみのある食と農の関係づくり」とします。

あわせて、農村地域が農業の生産現場という重要な役割を持つことに加え、水源のかん養や国土の保全などの多様な機能を併せ持っており、今後も、地域の住民のみならず国全体で保全をする必要があることから、都市住民にも農村の魅力を正しく理解してもらうことで、農村地域を維持、発展させることができるよう、第三の基本目標を「魅力あふれる住みたい農村づくり」とします。この3つの基本目標を達成することで、本市が目指すべき将来像の実現に取り組めます。





1 計画の進捗を測るための指標

(1) 将来像の成果指標

目指す将来像である「みんなで育む農業・住み続けられる農村」の達成状況を測る指標を以下のとおり定めます。

指 標 項 目	単位	基準値 平成 28 年度	中間目標 平成 34 年度 (2022 年度)	最終目標 平成 39 年度 (2027 年度)
ほ場整備面積	ha	4,069.1	4,209.6	4,484.5
担い手への農地集積率	%	36.3	43.0	50.0
農畜産物の販売額	百万円	5,394	5,544	5,664
道の駅の農産物売上高	千円	383,532	390,000	400,000

第2節 施策の基本的な方向性及び展開

第1項 基本目標ごとの施策の展開

【基本目標Ⅰ 持続可能な農業への仕組みづくり】

本市の基幹産業である農業を将来に渡し、持続的に維持・発展させるためには、多くの農業者において喫緊の課題となっている高齢化や後継者不足、労働力不足の解消を図る必要があることから、新規就農者及び地域農業の核となる認定農業者、農村地域を支える小規模農家や集落営農法人の確保・育成・支援を行います。

また、農業所得向上・雇用の創出が図れる持続可能な農業の仕組みづくりなど、農畜産物を生産供給する側と、流通・消費する側の双方に対する支援体制を構築することで、将来子ども達に職業として選ばれる農業の実現を目指します。あわせて、生産の基盤である農地や農業用施設を適切に維持・管理するための支援を行います。

1 農業生産における体制づくり

(1) 担い手の確保

若者をはじめ、U J I ターン者や定年帰農者、経営意欲のある女性、経営ノウハウや農業の省力化・効率化につながる技術を有した他産業からの参入者等を新

たな担い手と位置づけ、その確保に努めます。

とりわけ若者が農業に興味や関心を持てるよう、農業体験の機会の提供や就農セミナー等において、本市の農業を積極的にPRします。

（２）担い手の育成・支援

新規就農者については、技術習得を目的とした農業研修の受講機会の提供や経営感覚を身に付けるためのセミナーの開催など関係機関と連携し、農業情勢や経営手法等、多彩な情報を提供します。加えて、ICT活用への支援、融資等の資金援助、リース事業の活用・促進など、支援策の充実を図ります。

（３）法人化の促進

規模拡大や経営の複合化等を目指す農業者に対しては、認定農業者へ誘導するとともに、法人化による各種の優遇措置の周知を図ることで、法人化を促進します。

また、農地の組織的な利用調整の促進による作物振興や土地の有効活用、後継者の受入体制の整備等を目的として、集落営農組織などの法人化を促進します。

（４）地域農業の再生・創生

認定農業者や経営意欲のある農業者、更に集落営農組織等による相互連携の機会を創出することにより、農業の担い手による交流・ネットワークづくりを促進します。

①人・農地プラン作成支援と中心経営体の育成

持続可能な地域農業の体制づくりを目指し、地域が抱える人と農地の問題を解決するための人・農地プランの作成を支援します。あわせて、その中心経営体となる担い手の育成を図ります。

②集落営農組織の強化・再編

複数の集落営農法人等の出資による新たな法人の設立は、将来を見据えた経営計画の策定や作業管理を行う上で、人材の確保や農業用機械の有効活用、資金調達など体制の強化が期待できることから、集落営農法人連合体の設立を促進します。



（５）担い手受入法人等への支援

担い手を受け入れる法人等に対しては、農業用機械等の導入に係る補助や、新規就業者に対する住宅改修等の経費に係る補助などの支援を行うことで、地域への定着を図るとともに、受入法人等の発展を促進します。

（６）畜産の担い手確保

畜産業においては、高齢化や後継者不足等により、飼養戸数や飼養頭羽数が減少していることから、産地としての生産基盤と競争力の強化を図るため、関係機関と連携し、収益性を向上させる取組を行うことで、新たな担い手の確保に努めます。特に肉用牛経営については、既存の地域ブランドを維持、発展させるため、地域内一貫体制の確立を推進します。

２ 経営基盤強化と所得向上

（１）農地集積・集約化の促進

担い手への農地集積を促進し、営農規模を拡大することにより、認定農業者や法人の経営基盤を強化し、生産性の向上及び所得の向上を図ります。

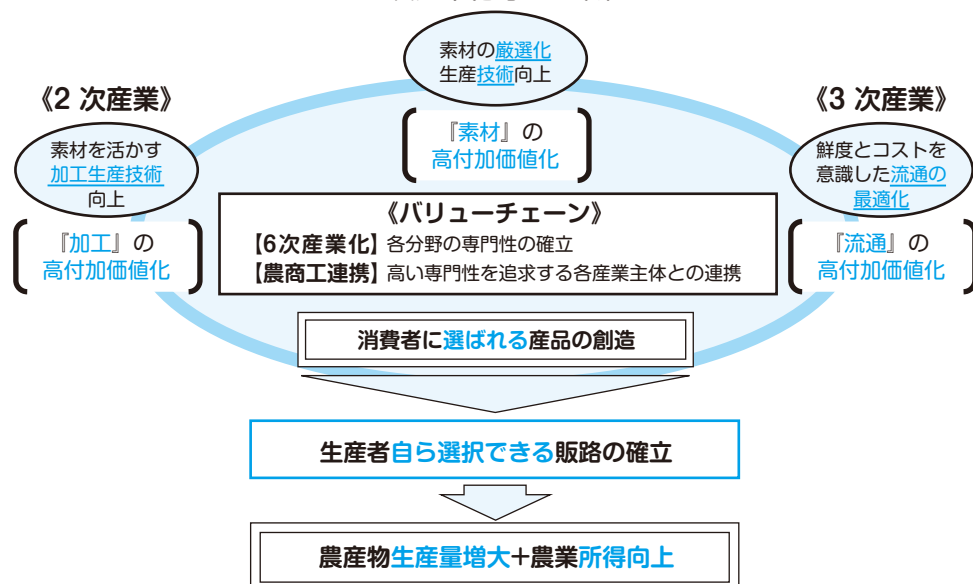
（２）地域性やニーズに合った農畜産物生産の促進

地域の特性やニーズに合った所得向上が見込める多様な作物の振興に努め、その栽培用ハウスなどの施設整備に対し、支援策の充実を図ります。

（３）ブランド化・６次産業化の促進と販路拡大

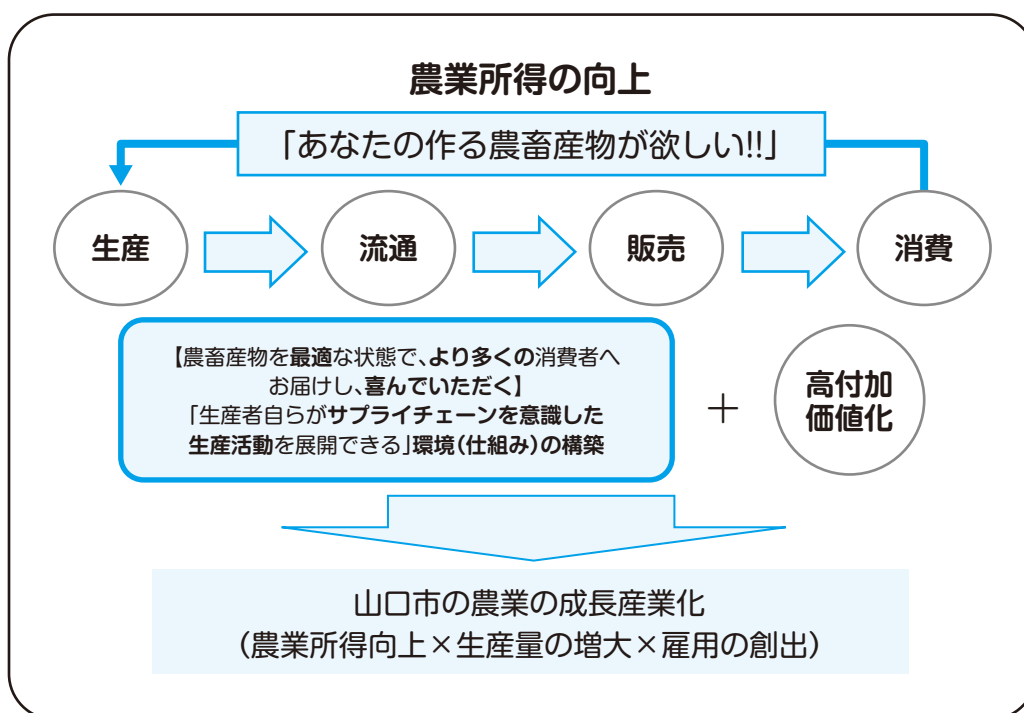
地理的表示（G I）保護制度の活用など、付加価値の高い農畜産物や農産加工品の提供を促進し、いわゆる「山口ブランド」としての積極的な宣伝普及活動に努めます。また、更なる生産量の増大や新たな雇用の創出ができる６次産業化への取り組み、農商工連携による農畜産物及び農畜産物加工品の販路拡大を目的としたビジネスマッチングの取組による新たな販売体制の構築と、販路の拡大を図ります。

6 次産業化等への取組



(4) 農業所得の向上

地域の農畜産業の核である認定農業者や農業法人、従来から地域を支えている小規模な農家など全ての農家に対して、農業経営の形態や規模に応じた支援を行うことで農業所得の向上を図り、持続可能な農業の実現を目指します。





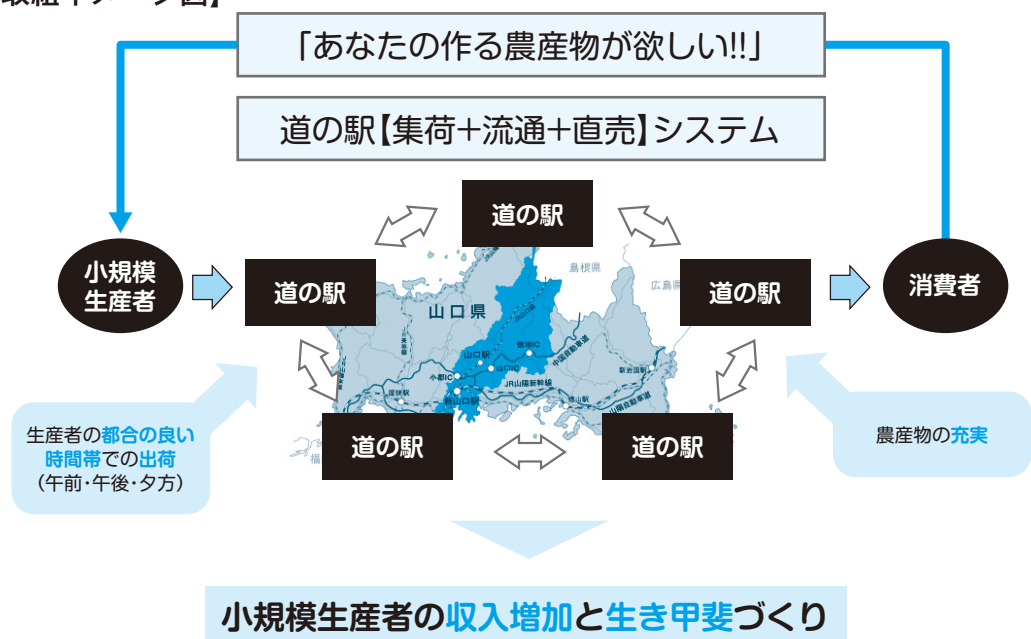
①法人・大規模農家への支援

本市農業の成長産業化の先導的役割を担う法人や大規模農家に対しては、更なる農地の集約化・規模拡大による生産量の増大や、作業の効率化を促進するとともに、農業所得の向上を目指し、消費者・顧客のニーズを意識した経営展開や流通から消費までの過程における関係者の連携が可能となる仕組みを構築します。

②小規模農家への支援

農地の集約化を図り経営規模の拡大を促進する一方で、農村地域の主要な担い手である兼業農家などの小規模農家を守っていくことは、農地や国土の保全のみならず、地域コミュニティの維持にもつながることから、少量多品目の農産物の販売機会の確保や支援を積極的に行うことで、農業生産に対する意欲の維持・増進を図ります。

【取組イメージ図】



3 農業基盤の整備及び維持・管理

(1) 農地や農業用施設の適正管理

近年増加傾向にある耕作放棄地については、農地中間管理機構を活用した農地の有効活用を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等の各種の交付金等を活用した地域における保全活動による耕作放棄地化を防ぐための取組を支援します。

また、中心経営体の農業競争力の強化を図り、生産性の高い農業を実現するため、ほ場整備を進めるとともに、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備を促進します。特にため池については、防災上の観点も考慮し、計画的な改修を促進します。あわせて、農業用施設の維持管理に係る費用の低減を図るとともに、機能を維持するため、土地改良区や県とも連携し、施設の予防保全対策を実施することで、施設の長寿命化を推進します。

(2) 自然循環機能の活用

農業の持つ自然循環機能の維持増進を図り、持続的な生産活動を目指すため、耕畜連携などによる地域内の有効資源の循環利用を促進します。

更に、農業者の有機農業への主体的な取組を支援し、消費者へより安全で安心な農畜産物の提供を促進するとともに、木質バイオマスや地熱、太陽光による発電施設の設置等、再生可能エネルギーの農業への利活用を促進します。





【基本目標Ⅱ 身近で親しみのある食と農の関係づくり】

農業は、私たちが生活する上においてもっとも重要な要素である「食料」を農畜産物として生み出しており、「食」と「農」は、切り離すことのできない関係です。

そのため、「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を習得するため、食育を推進し、安全で安心な農畜産物の供給をはじめ、消費者に農畜産物や生産地に親しみを持ってもらえるよう、農畜産物を生産する農業者の取組や、栽培から収穫の過程についての情報提供などにより、生産者と消費者との信頼ある関係づくりを進めます。

1 食と農に関する理解の促進

(1) P R・啓発活動

市報やホームページ等を積極的に活用し、農業者の顔や生産現場の姿、農畜産物の販売店舗や朝市の紹介を行うなど、消費者に農業や農村地域が身近に感じられるよう多彩なP Rを行います。

また、生産者と消費者が交流できる機会を創出し、市民自らの活動として取り組みめるよう、相互に理解し合える環境を構築することで、地産地消や農業・農村に対する理解を深めます。

(2) 子ども達への教育活動

子ども達が、日常の生活や社会教育及び学校教育の中で、食物を「誰がどのように生産しているのか」が分かるような学習の機会を提供します。また、食生活に関わる文化や、身近な農畜産物を育む山口の自然環境を具体的に理解できるような体験を重視した教育に努めることにより、幼稚園・保育園・小学校・中学校での学びのつながりを大切にしながら、「食」や「農」に対する理解の促進を図ります。

(3) 学校給食との連携

学校給食における地産地消の取組を推進するとともに、「給食だより」等を活用し、地場産食材に関する情報を積極的に提供します。また、食に関する体験活

動の機会を増やすことができるよう、市内小中学校を対象とした料理コンクールを開催し、入賞作品については、市報やウェブサイトへ掲載するとともに、レシピ集を各道の駅等に配布することで、市民への普及啓発を図ります。あわせて、学校給食の献立に取り入れることで、児童・生徒の食に対する興味や関心を高めていきます。

（４）地産地消の取組

ホテルや旅館をはじめとした宿泊・飲食施設との連携を図り、市内で生産される農畜産物を本市の豊かな「食」として、市民をはじめ市外からの観光客等に対し提供することにより、地産地消の促進を図ります。

また、朝市や直売施設、店舗等に設置される直売コーナーの相互交流・連携を進めることで、直売施設等の運営主体間における消費者動向の共有や経営能力、サービスや技術の向上を図ります。あわせて、より多くの来客を目指し、各施設による共同イベント等を行い、より一層、地産地消の促進を図ります。

２ 安全・安心ニーズへの対応

（１）「顔の見える」販売の促進

消費者の農畜産物の安全性への理解を増進し、安定的に需要を伸ばしていくために、生産者と消費者が直接交流できるような場を提供するとともに、生産者や産地、生産過程の透明化等が実現できる、GAP（農業生産工程管理）への取組を促すなど「顔の見える」販売活動を行うことで、市内産の農畜産物のイメージ向上を図ります。

３ 健全な食生活への対応

（１）共食の必要性や機会を増やすための普及啓発

家族や友人、学校、地域、職場の人と食卓を囲み、コミュニケーションを大切にしながらかしく食事をすることの重要性について、普及啓発を行います。



（２）楽しく身になる食体験の場づくり

食育ボランティアの活動を広く周知し、食生活改善推進協議会をはじめとした食育を推進する市民団体の活動を支援します。

また、子どもの食に対する興味や関心を育み、食に関する体験活動の機会を提供するとともに、健全な食生活を実現するため生活改善実行グループ連絡協議会などと連携し、食育の推進に向けた取組を総合的に行います。



【基本目標Ⅲ 魅力あふれる住みたい農村づくり】

多様な主体の連携による都市農村交流と各種ツーリズムの取組により、農村地域ならではの魅力、資源を発信するとともに、生活の基礎・基盤となる環境を整えることにより、移住・定住を促進し、地域コミュニティの維持など、農村地域の活性化を図ります。

また、農村地域において深刻化する鳥獣被害及び病虫害被害の拡大防止を図るとともに、未然に防ぐための対策を講じます。

1 農村地域における交流の促進

(1) 多彩な交流の展開

近年、自然豊かな農村地域を訪れて、その自然や文化、住民との交流を楽しむ滞在型観光が注目されていることから、都市部や地域外の人々との交流を促進するため、農業団体、教育機関、企業等と連携し、これまで観光資源としては気付かれていなかった新たな地域固有の資源を活用した、体験型・交流型の要素を取り入れたスローツーリズム、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの旅行形態を促進します。あわせて、農村が有する魅力ある地域資源を地域外へ発信するとともに、リピーターや交流人口を確保するための施設整備、体験プログラムの充実、観光施設間でのネットワーク化及び人材・組織の育成を図ります。

また、農村地域における女性団体への活動を支援することで、農村女性の積極的な社会参画と都市部在住の女性との交流の場づくりを促進し、農村地域の活性化を図ります。

あわせて、農家民宿を活用した滞在型農作業体験を踏まえた持続性、発展性のある都市農村交流を図ることにより、移住・定住・就農につながる取組を促進します。

更には、市内にある道の駅で開催されるイベントなどを通じ、農村地域の情報や魅力を発信するとともに、都市部との交流を図ります。

(2) 情報の発信

農村地域の資源や観光地、交流イベント等の情報を、インターネット等様々な情報媒体により広域的に発信し、都市住民に農村地域の魅力を伝え、農業や農村



地域への興味や関心を高め、交流人口の拡大を図ります。



（３）農福連携の推進

高齢化・担い手不足による農業従事者不足の解消と、高齢者及び障がい者の生きがいつくり・就労機会の創出が期待できる「農福連携」については、農村地域の活力向上のひとつの方策と捉え、関係機関及び関係部局と連携を図り、モデル事業の実施について検討します。

２ 農村地域への移住・定住の促進

（１）基礎的な生活機能の整備

安全・安心な暮らしのできる農村づくりを進めるために、日常生活に欠かせない生活交通や買い物、情報通信等の生活環境の整備を進めるとともに、医療、福祉、防災体制の充実を図ります。

（２）定住に向けた土地及び空き家の利活用

コミュニティ活動や地域産業の新たな担い手を確保するため、地域おこし協力隊等、意欲ある若者等の外部人材の積極的な受け入れを進めます。また、若者や子育て世代を中心に、お試し暮らしツアーの開催など、定住を希望される移住者の誘導を図ります。定住を希望される場合は、空き家バンクによる物件情報の提

供や、空き家改修に対する支援を行うことで、地域への定着を促進します。

（３）地域コミュニティの向上

都市部等から移住・定住を希望する多様な主体が地域づくりへ参画しやすい環境を整え、協働による農村地域づくりに向けた取組を推進することにより、将来にわたって自立・持続できる地域コミュニティ活動を支援します。

３ 生産・農村環境の保全

（１）鳥獣被害防止対策の推進

有害鳥獣を捕獲するための中心的存在である各地域の猟友会会員が減少、高齢化していることから、県の狩猟免許取得に対する支援等の活用により、捕獲隊員や市長が任命する実施隊員の確保に努めます。また、国や県の補助制度を活用した侵入被害防護柵等の施設整備や、地元との連携による里山等の適正管理を促進することにより、鳥獣被害の拡大防止を図ります。

（２）病虫害の防除対策の推進

農作物に被害をもたらす様々な病虫害について、その防除活動に対する支援や、発生予報などの情報提供等を実施し、あわせて、関係機関と連携を図ることにより、総合的な防除対策を推進します。

特に、近年、被害が拡大しつつある外来生物「スクミリンゴガイ」については、現在、団体や協議会等が行う防除活動に対して支援を行っていますが、農業者などの個々による自主防除も必要となっていることから、今後は支援対象者の拡大について検討していきます。



第2項 基本目標ごとの施策の指標

個別施策ごとの施策の進捗状況を把握するための指標として設定します。

【基本目標Ⅰ】

	個別施策	指標項目	単位	基準値 平成 28 年度	中間目標 平成 34 年度 (2022 年度)	最終目標 平成 39 年度 (2027 年度)
選ぶ ・ 守る	持続可能な 農業への仕組 みづくり	認定農業者数	人	262	288	314
		新規就農者・就業者数	人	14	16	18
		農地所有適格法人数	法人	86	89	93
		耕作放棄地の面積	ha	416	400	380
		重点推進作物等の作付面積	ha	134.3	146.0	156.0
		肉用牛・乳用牛の飼養頭数	頭	2,719	2,970	3,120
		6次産業化・農商工連携取組 件数	件	10	15	20

【基本目標Ⅱ】

	個別施策	指標項目	単位	基準値 平成 28 年度	中間目標 平成 34 年度 (2022 年度)	最終目標 平成 39 年度 (2027 年度)
食す	身近で親しみ のある食と農 の関係づくり	都市農村交流イベントへの 来場者数	千人	1,946	1,956	1,966
		学校給食における地元農産物 を使用する割合	%	65.2	67.0	70.0

【基本目標Ⅲ】

	個別施策	指標項目	単位	基準値 平成 28 年度	中間目標 平成 34 年度 (2022 年度)	最終目標 平成 39 年度 (2027 年度)
住む	魅力あふれる 住みたい農村 づくり	地域として農村維持に取り 組む団体数	団体	40	38	38
		農業における女性団体の 活動回数	回	83	87	91
		道の駅等の来場者数	千人	1,759	1,767	1,775

第3項 基本目標ごとの実行事業一覧（プラン策定時における事業）

<基本目標>	<個別施策>	<主な事業>
Ⅰ 持続可能な農業への仕組みづくり	1 農業生産における体制づくり (1) 担い手の確保 (2) 担い手の育成・支援 (3) 法人化の促進 (4) 地域農業の再生・創生 (5) 担い手受入法人等への支援 (6) 畜産の担い手確保	・農業金融事業 ・新規就農者支援事業 ・山口市新規就農者農地確保支援事業 ・農業団体育成助成事業 ・担い手育成支援事業 ・おいでませ農の担い手確保事業 ・集落営農促進事業 ・農地集積・集約化活動事業 ・うるおいみつばちブンブン事業 ・資源循環型肉用牛経営育成事業 ・市内産黒毛和牛子牛導入事業 ・山口市あとう和牛振興対策事業 ・産地競争力強化対策事業
	2 経営基盤強化と所得向上 (1) 農地集積・集約化の促進 (2) 地域性やニーズに合った農畜産物生産の促進 (3) ブランド化・6次産業化の促進と販路拡大 (4) 農業所得の向上	・生産調整推進事業 ・園芸作物振興事業 ・生薬の郷づくり推進事業 ・ふるさと産業営業推進事業 ・新事業創出チャレンジ事業 ・食の交流促進事業 ・もうかる農業創生事業 ・担い手経営革新事業 ・朝一から朝市人だかり推進事業 ・都市農村交流推進事業 ・6次産業化推進事業
	3 農業基盤の整備及び維持・管理 (1) 農地や農業用施設の適正管理 (2) 自然循環機能の活用	・環境保全型農業直接支払交付金事業 ・有機農業推進事業 ・多面的機能支払交付金事業 ・中山間地域等直接支払交付金事業 ・遊休農地化防止事業 ・遊休農地等調査指導事業 ・農業農村整備促進事業 ・単市土地改良補助事業 ・単県危険ため池整備事業
Ⅱ 身近で親しみのある食と農の関係づくり	1 食と農に関する理解の促進 (1) PR・啓発活動 (2) 子ども達への教育活動 (3) 学校給食との連携 (4) 地産地消の取り組み	・食育推進事業 ・地球温暖化防止普及啓発事業 ・学校給食運営事業 ・都市農村交流推進事業（再掲）
	2 安全・安心ニーズへの対応 (1) 「顔の見える」販売の促進	・朝一から朝市人だかり推進事業（再掲）
	3 健全な食生活への対応 (1) 共食の必要性や機会を増やすための普及啓発 (2) 楽しく身になる食体験の場づくり	・食育推進事業（再掲） ・都市農村交流推進事業（再掲） ・地球温暖化防止普及啓発事業（再掲）
Ⅲ 魅力あふれる住みたい農村づくり	1 農村地域における交流の促進 (1) 多彩な交流の展開 (2) 情報の発信 (3) 農福連携の推進	・都市農村交流推進事業（再掲） ・農福連携推進事業【新規】
	2 農村地域への移住・定住の促進 (1) 基礎的な生活機能の整備 (2) 定住に向けた土地及び空き家の利活用 (3) 地域コミュニティの向上	・ため池施設災害予防事業 ・単県危険ため池整備事業（再掲） ・単市土地改良補助事業（再掲） ・湛水防除施設維持管理事業 ・6次産業化推進事業（再掲）
	3 生産環境の保全 (1) 鳥獣被害防止対策の推進 (2) 病害虫の防除対策の推進	・有害鳥獣対策関係事業 ・有害鳥獣捕獲許可事務 ・有害鳥獣捕獲促進事業 ・スクミリンゴ貝対策事業



第3節 地域ごとの方向性

広大な市域を有する本市では、農業を営む上での地理的・自然的条件などが地域において異なることから、それぞれの地域に合った作物の生産を推進すると同時に、情勢を見極めながらニーズに合った作物の生産を推進していきます。また、将来にわたり持続可能な農業を目指し、農業経営の安定化・効率化に向けた農業の振興や、地域の農業を支える多様な担い手及び担い手受け入れ組織への支援を行います。

1 市街近郊地域（大殿、白石、湯田、大内、宮野、吉敷、平川、大歳、小郡）

都市化が進む地域であり、今後も耕作面積の減少が予想されますが、地域に多くの消費者を有することから、地域内における直売所出荷野菜の生産を促進します。また、地域内には保育園、幼稚園から大学までの保育・教育施設が多数存在することから、関係機関との連携により、農業を身近に感じることのできる小規模農場や施設栽培における農業体験を実施し、体験交流を通じた農業への興味、関心、理解を深める活動を推進します。更に、アクティブシニアの活動の場としての市民農園や体験農園などの利活用を推進します。

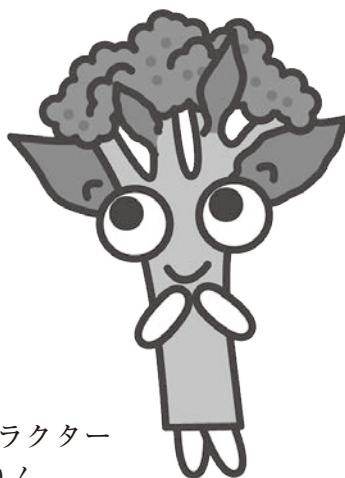
2 北部地域（仁保、小鯖、徳地、阿東）

人口減少が続く農村地域のため、移住・定住の促進や担い手・労働力の確保に重点的に取り組むとともに、道の駅等の農産物直売所を中心とした都市農村交流を図ります。

また、消費者の多い大内地域や防府市にも隣接しており、安定的な需要が見込まれることから、市内だけでなく市外への農畜産物供給も促進していきます。更には、観光農園や地元産和牛の地域内外へのPRを図るとともに、当該地域における有害鳥獣の被害がこれ以上深刻化して生産者の生産意欲が削がれないよう、対策を講じていきます。

3 南部地域（陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山、秋穂、阿知須）

一部で都市化が進んでいる地域がありながら、全体的に人口が減少している地域でもあるため、移住・定住の促進や担い手・労働力の確保に重点的に取り組みます。また、地域内に国道や山陽自動車道のインターチェンジがある地理的優位性を活かし、市内だけでなく市外や県外への農畜産物供給を促進するとともに、道の駅等農畜産物直売所において地域内外へ本市の農畜産物の積極的なPRを行っていきます。更には、広大なほ場整備地を利用した農産物の生産に加えて、山口県のオリジナル品種はなっこりーの生産が積極的に行われていることから、今後も生産性の高い農業が持続できるよう支援を行います。



ぶちうま！キャラクター
はなっこりん

